

# 「ルッキズム」概念の検討

## ——外見にもとづく差別——

### A Study on the Concept of “Lookism”:

#### Discrimination based on Appearance

西 倉 実 季

NISHIKURA Miki

(和歌山大学教育学部)

2020年10月19日受理

#### Abstract

The purpose of this paper is to explain the problems revealed by the concept of ‘lookism’ and to explore the significant implications of this concept for studies on discrimination based on appearance. I classify the previous studies on lookism into three groups. The first group raises the issue that appearances are evaluated in situations where appearance should not be evaluated. The second group argues the disproportionate distribution of beauty by social categories such as race, class, and gender and so on. The third group shows that appearances valued in the labor market are organizationally constructed, focusing on ‘aesthetic labour.’

The results of my paper are as follows; the concept of ‘lookism’ is used quite differently in general society and in academic research. It is therefore necessary to examine which of the above three groups is suitable for the use of ‘lookism’ in the general public.

#### 1. 問題の所在

「ルッキズム(lookism)」とは何か、ルッキズムが問題であるとして、何がルッキズムを問題にするのか。後述するように、ルッキズムとは「外見にもとづく差別」であり、差別が問題なのは当然であるから、わざわざこのような問いを掲げる必要はないという見方もあるかもしれない。たしかに、差別が問題であるのは常識であり、これは本稿においても前提である。しかし、そもそもルッキズムとはどのような意味で問題なのか、何がルッキズムを問題にするのかについて、私たちは何をどこまで知っているだろうか。

日本においてルッキズムが社会的な注目を集めるきっかけのひとつとなったのは、2020年6月、モデルの水原希子によるSNSへの投稿である。「世界で最も美しい顔100人(The 100 Most Beautiful Faces)」<sup>1)</sup>にノミネートされたことを受け、自身のインスタグラムで「自分が知らない間にルッキズム/外見主義(容姿によって人を判断する事)の助長に加わってしまっているかもしれないと思うと困る」、「見た目で人を判断するのは絶対違うと思うし、そもそも一番美しい人なんて選ぶ事は不可能」、「このランキングによって偏った美の概念やステレオタイプな考えを広めて欲しくない」<sup>2)</sup>など、企画に異議を唱えた。

水原によるこの投稿は、インターネットで報じられて話題を呼び、ルッキズムをめぐる議論を喚起した<sup>3)</sup>。水原の「ルッキズム/外見主義(容姿によって人を判断

する事)」という表現の影響もあるのだろうか、後続の議論においては、「人を外見で判断すること」の意味で「ルッキズム」という言葉が用いられている場合が多い。

たとえば、インターネットテレビのある番組のサイトでは、「ルッキズム」を「容姿や身体的特徴など、外見だけで人を判断することを指し、『容姿至上主義』とも訳される」としたうえで、水原の投稿を紹介し、「こうした議論の高まりを受け、ミスコンの中止を決断する大学も増えている」と伝えている<sup>4)</sup>。ミス・コンテストはルッキズムであるという批判への応答的な試みとして取り上げられているのが、上智大学の「ソフィアーズコンテスト」である。従来のミス・コンテストを廃止し、性別や国籍を問わず誰でも応募できるコンテストとして新設されたもので、自己PR、スピーチ、SDGs(持続可能な開発目標)にもとづく社会発信の3部門で審査がなされ、グランプリが決定する<sup>5)</sup>。コンテストの主催者は、審査基準の変更について次のように述べている。

ミスコンといえば1番の美女を決めるというイメージがあると思うが、これが“ルッキズム”の視点で決めているのではないかと思われているところがあった。過度に外見を重視したり、女性らしさ・男性らしさに囚われたり<sup>6)</sup>のではなくて、その人の個性や内面にもっと魅力を感じられるようなきっかけにな

ればいいなと考えている<sup>6)</sup>。

ミスコンが問題視されてきたのは、ルッキズム、すなわち「人を外見だけで判断すること」だからであり、よって「個性や内面」をより重視するように審査基準を変更すれば、ミスコンに向けられてきた批判を克服することができる、というわけであろう。番組のサイトでは、ミスコンが単に外見だけで出場者を審査するイベントではなく、「画一的な“女性らしさ”」を押し付けるイベントであることを問題にする意見も紹介されている。しかし、全体的には、人を外見だけで判断すること、その逆として人の内面に順位づけすることの是非を問う議論に終始している。

田中もまた、大学のミスコンが「ルッキズム(外見至上主義)やセクシズム(性差別)」、「外見を重視する価値観(≒ルッキズム)」の観点から批判されていると指摘し、外見重視ではない新しい試みとして上智大学のソフィアンズコンテストに言及している(田中 2020)。田中は、出場者を若い女性に限定して男性の視線で女性を選別するイベントであるという、女性団体によるかつてのミスコン批判に触れ、大学ミスコンの出場者たちは「社会に蔓延するルッキズムやセクシズム、エイジズム(年齢差別)を十分に理解したうえでエントリーしているだろうか」と問いかける。そのうえで、新たな審査基準を設定したソフィアンズコンテストは「ミスコンやルッキズムについて考えるきっかけを投げかけた」と述べている。

ルッキズム批判の先駆けであった女性団体によるミスコン批判が問題にしたのは、単に「人を外見で判断すること」ではなく、ミスコンで評価される外見が性差別や年齢差別、障害差別と分かちがたく結びついていることであった<sup>7)</sup>(西倉 2003)。よって、従来よりも内面を重視するよう審査基準に変更を加えただけでは、ミスコンやそれに類するコンテストが孕む問題をすべて克服したことにはならないはずである。にもかかわらず、田中が「内面重視」のコンテストを「ルッキズム」に一石を投じるものとして評価しているのは、この言葉を「外見至上主義」や「外見を重視する価値観」と捉えているためであろう。

番組サイトと田中のエッセイに共通するのは、「ルッキズム」を「外見だけで人を判断すること」という意味で使用している点である。しかし、ルッキズムに関する英米の学術研究において、この言葉がこうした意味で用いられることはほとんどない。ここで問題にしたいのは、人々が学術研究における「正しい用法」を理解していないということではなく、むしろ学術研究がこの状況を座視しているということである。とくに日本では、ルッキズムとは何か、それは何を問題にするための概念なのかといった論点について理論的に検討している研究は、実際における「ルッキズム」の使

用と比較してはなはだ不十分である。

そこで本稿は、「ルッキズム」の実践的使用と理論的検討とが不均衡な状態にあるという現状認識にもとづいて「ルッキズム」概念を検討し、今後の議論のための基盤整備を行なうことを目的とする。以下ではまず、「ルッキズム」という概念を用いて何を問題化しているのかという観点から、既存の議論を3つに類型化する(第2節)。次に、この分類に従い、①本来は無関係な場面で外見が評価されることを問題化している議論、②美が社会的カテゴリーによって不均衡に配分されていることを問題化している議論、③労働市場で評価される外見が美的労働(aesthetic labour)を通じて組織的に構築されるなかで格差が生じることを問題化している議論についてそれぞれ検討する(第3節～第5節)。最後に、以上の検討から得られた知見をまとめ、ルッキズム研究の今後の課題を提示する(第6節)。

## 2. 「ルッキズム」は何を問題化しているのか

Aytoは「ルッキズム」を「外見にもとづく偏見または差別」と定義したうえで、この言葉が初めて使用されたのは、1978年の『ワシントン・ポスト・マガジン』においてであると指摘している(Ayto 1999: 485)。

「Fat Pride」というタイトルの記事が、太っているというだけで尊厳を傷つけられてきたことに抗議行動を起こした人々による新語として紹介しているという。

外見にもとづく差別をあらわす用語としての「ルッキズム」が辞書作成者によって最初に認識されたのは、2000年になってからである(Ghodrati et al. 2015)。

『オックスフォード英語辞典(Oxford English Dictionary)』と『アメリカン・ヘリテージ英語辞典(American Heritage Dictionary of the English Language)』は、2000年以降に発行された版に“lookism”という単語を含めている。いずれの辞書においても、「ルッキズム」は「外見にもとづく差別または偏見」と定義されている<sup>8)</sup>。

より詳細な「ルッキズム」の定義を掲載しているのは、オックスフォード大学出版局が発行している『人的資本管理辞典(A Dictionary of Human Resource Management)』である。

人が外見のある側面にもとづいて差別される場合、ルッキズムという用語が使用されることがある。これがもっとも関係するのは、管理者が特定のタイプの外見を必要とすると信じている顧客対応の仕事がある職場においてである。多くの国には、外見にもとづく差別を具体的に防止する法律はないが、他の平等法は、外見が性別、障害、年齢、人種・民族、宗教などの特性に関連しているとみなされる場合に、ある程度の保護を提供する可能性がある。この用語は新しいが、外見にもとづく差別という概念は十分

に確立されている(Heery & Noon 2008 : 271)。

この定義によれば、ルッキズムがもっとも鮮明にあらわれる社会的場面は職場である。TietjeとCresapは、ルッキズムを「外見を理由とする偏見」と定義したうえで、ルッキズムがとりわけ雇用の機会均等に関係する重要な問題としてますます注意を引きつつあると指摘している(Tietje & Cresap 2005 : 31)。優遇措置によって、魅力的であると認識された人々に有利に働くと同時に、機会の否定を通じて、魅力的でないとして認識された人々に不利に働くためである(Desir 2010)。こうした職場での外見にもとづく差別は、近年多くの学術研究の関心を集めており、ルッキズムに焦点を当てることは労働や雇用分野の学術雑誌において牽引力を持ちつつある(Adomaitis et al. 2017)。

「ルッキズム」という概念を通じて何を問題にしているのかという点に着目すると、既存の議論は以下3つに分類できる。第一に、本来は外見が評価されるべきでない場面で評価されていることを問題にする議論である。当該場面に関係がない(irrelevant)にもかかわらず、外見という要素が問われていることを問題にしているという意味で、この議論を「イレレヴァント論」と呼ぶ。第二に、社会的に評価される外見の美しさが社会的カテゴリーによって不均衡に配分されていることを問題にしている議論であり、これを「美の不均衡論」と呼ぶ。第三に、労働市場において評価される外見が美的労働を通じて組織的に構築されるなかで格差が生じることを問題にしている議論であり、これを「美的労働論」と呼ぶ。

### 3. イレレヴァント論

まず、本来は外見が評価されるべきでない場面で評価されていることを問題にするイレレヴァント論である。プログラマーの採用において外見が評価されるという事例を考えてみよう。プログラマーの基本的な業務は、システムエンジニアが作成した仕様書をもとにプログラムを組んで機能を実装することである。この業務を遂行するにあたり、プログラミング言語を操作できることや仕様書通りにシステムが作動するようプログラムを書き上げられることは必要不可欠であるが、外見が良いことはそうではない。にもかかわらず、応募者の外見を評価するとすれば、それは求められる機能の遂行にとって重要な関係がない(irrelevant)要素が問われていることになる。もちろん、プログラミングのスキルが皆無であるのに外見が良いという理由だけで採用されることはほぼ考えられないだろうから、ここで想定しているのは、プログラミングのスキルが80点で外見が「良くない」または「普通」の応募者Aと、プログラミングのスキルが70点で外見が「良い」応募者Bとがいた場合、後者が採用されるという事態

である。このように、本来は外見が評価されるべきでない場面で評価され、外見が良くないとみなされた人が不利益を被ることを「ルッキズム」として問題にするのが、この立場の議論である。雇用場面に限らず、たとえば外見の良し悪しで入学者を選抜するという場合、入学者に求められる機能に照らして外見はレレヴァントかイレレヴァントかといった議論は成り立つ。

Liuは、「ルッキズム」を「身体的な外見だけにもとづいて異なる態度をとったり異なる扱い方をしたりすること」と定義したうえで、人がある機能をいかにうまく遂行できそうかを判断する基準として外見が用いられることに付随する問題を検討している<sup>9)</sup>(Liu 2017 : 2)。Liuが提示するのは次の2つの事例である。

事例1 チアリーダー：Lianは大学のチアリーダーチームの一員になることを夢見ている。しかし、彼女の身長はわずか5フィートで、顔には見てわかる変形がある。彼女は入団テストを受けたが、審査員は彼女の身長が現在のチームにふさわしくなく、彼女の顔の変形はかわいらしくすてきな笑顔をつくるのを妨げていると考えたため、チームへの入団を拒否された。

事例2 警察官：Jianは警察官になることを夢見ている。彼は、ひとつを除いてすべての身体テストに合格した。残ったひとつは、要求されている最小の身長よりも1インチ低かったというものである。地方自治体がこの要件を導入したのは、より背の高い警察官の方が一般市民により適切な保護を提供できると考えているためである。

これらの事例を検討するうえで重要となるのは、その外見が当該の機能的能力の有無に実際のところ直接的に関係しているかどうかである。Liuによれば、Lianの身長と顔の変形はたしかに彼女が期待されるタスクを遂行するのを不可能にするが、Jianの身長は実際には警察官として機能する能力を妨げることはない。事例1の扱いが容認できるのに対して、事例2における扱いが容認できないのはなぜかを説明するのは、外見とそれに関連する機能的能力とが実際に関係しているか否かの違いである。

イレレヴァント論のヴァリエーションとして、次のような主張がありうる。応募者を選別する際の基準は一元的ではなく、実際にはいくつかの要素が評価基準にされている場合がほとんどである。外見もそのひとつに含まれるとき、複数の評価基準のうち、外見が過剰に高い比重を占めているとしたらそれはルッキズムである、という主張である。ミスコンを例に考えてみよう。上智大学のソフィアンズコンテストに限らず、出場者にスピーチが課されるなど、従来のミスコンも



知性や教養、発信力などの外見以外の要素についても評価していたはずである<sup>10)</sup>。そうした複数の要素の中で外見が突出して評価基準とされてきたため、ミスコンはルッキズムであるという批判がなされてきたとも言える。

イレレヴァント論はこのように、本来はその場面上においてイレレヴァントであるのに外見が評価されること、あるいはそこそこの程度で評価されるべきなのに外見が過剰に重みづけを与えられて評価されることを問題にしている。

ただし、ルッキズムを問題化していくうえで、イレレヴァント論には限界もある。たとえば、顧客の好みを考慮して、当該職務の遂行に必要な能力ではない外見にもとづいて労働者を選別したとする<sup>11)</sup>。美容商品に関する知識やマーケティングのスキルが欠如しているからではなく「外見が地味である」という理由で、美容クリニックの商品販売員としての採用を拒否された応募者について考えてみよう。採用担当者は、顧客が求めているのは美しく華やかな外見なのであるから、販売員の外見が地味では購買意欲を掻き立てられないのではないかと懸念したのである。この場合、販売員の外見と美容クリニックのサービスとを結びつける潜在的な顧客の判断を経由して、応募者の外見は否定的に評価されている。イレレヴァント論に従えば、この事例は外見にもとづく差別であると考えられるが、一方では売り上げにとっては関係がある(relevant)とも言えてしまう。とするならば、外見は当該場面に関係のない要素であるという論拠は、ルッキズム批判として十分ではないことになる<sup>12)</sup>。

#### 4. 美の不均衡論

次に、社会的に評価される外見の美しさが社会的カテゴリーによって不均衡に配分されていることを問題にしている「美の不均衡論」である。理想的な女性美が時代とともに推移してきたことから明らかなように(Freedman 1986=1994)、美は社会的構築物である。そのため、通常使用されている「美しい」「魅力的な」という言葉には、ある時代において望ましい、または受容できるとして社会的に規定されたものであることを表わすために「社会的に望ましい」「社会的に受け入れられる」といった言葉を代入しうる(Berry 2007: ix)。美の不均衡論はこうした立場に立つが、この議論について検討する前に、美を個人の所有物や能力として捉える議論を取り上げる。やや迂回するようではあるが、美の不均衡論が何を問題にしているのかを的確に把握するために必要な作業である。

##### 4-1. 経済主義的な議論

美を個人の資本と捉える代表格として、美を希少で取引可能なものとして扱う「美貌の経済学」を標榜す

るHamermeshの議論がある。Hamermeshは、教育や年齢などの要因が与える影響を調整しても、外見が「平均より上の人」は「平均の人」や「平均より下の人」に比べて収入が高いこと、つまり、「醜い人の収入にはペナルティがつき、美しい人の収入にはプレミアムがつく」ことを明らかにした<sup>13)</sup>(Hamermesh 2011=2014: 64)。彼によれば、「美貌は持ち主に富をもたらす」、そうした人を雇う企業は売り上げを増やせるという意味で「美貌の持ち主の雇い主にも役に立つ」(ibid: 133)。

Hakimは、美や性的魅力、自分を演出する能力や社交スキルを個人の資本と捉えて「エロティック・キャピタル」と呼び、これを経済資本、文化資本、社会関係資本に並ぶ第4の資本とみなすよう提唱する(Hakim 2011=2012)。他の3つの資本が出身家庭や出身階層に規定されるのとは異なり、エロティック・キャピタルは「社会的出自とはまったく関係なく」「努力や個人的なイニシアチブによって生まれる」資本であり、恋愛や結婚のパートナー選びにおいてのみならず、労働市場でも恩恵をもたらす<sup>14)</sup>(ibid: 30)。

日本においては、小林がHakimらの理論枠組みにならない、人的資本のひとつの形態として「美容資本」という概念を打ち出している(小林 2020)。小林によれば、「人びとが美容活動をおして時間や金銭や労力などを自分の美容に投資して、容姿レベルを維持・増殖させることで蓄積し、家族形成、社会経済的地位、ウェルビーイングなどを向上させることで回収するとき、容姿のよさを『美容資本』とよび、投資することを『美容資本への投資』とよぶ」(ibid: 9)。こうした概念化によって、人々の外見(のレベル)は生得的に固定されたものではなく、コントロール可能で「努力によって変わるもの」と捉えることができると小林は主張する。

##### 4-2. 美の脱個人化

Mearsは、外見が労働市場での結果に与える影響についての研究が増大するなか、資本としての美を強調する経済主義的な見方が目立つようになったことを指摘している(Mears 2014)。Mearsによれば、美を労働市場においてより良い見返りを得るための「個人的な投資戦略」とみなすこれらの研究は、「良い外見」は人種や階級、ジェンダーなどをめぐる不平等と密接不可分な形で構築されることを捉え損ねている。TietjeとCresapが主張するように、私たちの社会では、他の種類の資本と同様、美という資本は人種や階級、ジェンダーなどの社会的カテゴリーによって不均衡に配分されている(Tietje & Cresap 2005)。一例を挙げれば、美容整形が単に美しくなるためではなく、スティグマ化された人種的な特徴を消去したり、「女性／男性らしくない」特徴を矯正したりするためのものであることは繰り返し指摘されてきた(Davis 2003, Menon

2017など)。

このように、外見の経済主義的見方は、人々がもとも持っている初期資本は人種や階級、ジェンダーによって不均衡であり、「良い外見」を獲得するのにより少ない投資で済む人とそうでない人がいることを看過している。また、「良い外見」が白人性やヘテロセクシュアリティ、健全性や中流階級性と結びついているとするならば、たとえ投資をしても回収できないという事態が生じうることを見落としている<sup>15)</sup>。さらに、仮に投資によって「良い外見」が実現できるとしても、それに伴うさまざまな水準のコストを過小に見積もっているという問題もある。以下では、外見への投資が女性にもたらすコストに着目している議論を検討していこう。

Wolfは、美が客観的・普遍的に存在するものであり、この美を体現することは女性にとっては絶対命令であるという「美の神話」が、いかに女性を苦しめているかを分析している(Wolf 1991=1994)。たとえば労働の分野では、ファッションモデルや女優などの「見せる職業からかけ離れた職種や仕事」の女性にも、美は「合理的に必要とされる適正な職業上の資格」(BFOQ: bona fide occupational qualification)とされつつある。これをWolfは「美の職業資格」(PBQ: professional beauty qualification)と呼び、「女性の雇用や昇進の条件として、広く慣行化しつつある」と指摘している(idib: 39-40)。女性の正常な加齢現象を「異常」「醜いもの」と分類する美容外科医やメディアによって美しくならねばと思われた女性たちは、リスクを伴う美容整形に駆り立てられているという。

Adomaitisらは、管理職の女性たちが自分には仕事に関連する能力があり、その仕事にいかに対応であるかを服装や外見を通じて提示していることを明らかにした諸研究をふまえ、女性は職場に偏見があり、成功と信頼を確保するために適切な服装をする必要があると認識していることを指摘する(Adomaitis et al. 2017)。これはつまり、女性が職場の偏見と闘うには外見を変える決定を下さなければならないということであり、金銭面でも身体的・精神的健康の面でも、かなりのコストを要する。今日、より多くの男性が服装や外見を精査されているが、希望する外見を実現するために、女性は男性よりも多くのコストを負担していることを示す十分な証拠があるとAdomaitisらは主張する。

Rhodeが目にするのも、美を追求することで「私たちがどれほどの代償を払っているか」という問題である(Rhode 2010=2012: 28)。魅力的な外見であることで有利になり、反対にそうではないことで不利益を被るため、人が自分の外見に関心を払うのも無理からぬことである。しかし、それには金銭や時間を要するだけでなく、ダイエットや美容整形などで健康面でのリス

クを負うほか、外見にまつわる不安から摂食障害やうつなどの心理的問題を抱える場合もある。魅力的でなければならぬという圧力は男性よりも女性に対して強く、さらに「美しさのイメージにはいまだに人種の特権の伝承が反映されている」ために、支払う「代償」は社会的マイノリティにおいてより大きい<sup>16)</sup>(ibid: 98)。

美の不均衡論はこのように、ルッキズムが人種、階級、ジェンダーなどにもとづく他の差別と重なり合っていることに着目して美を脱個人化するという点で、経済主義的見方を退けている。社会的カテゴリーによって人々の間にはそもそも初期資本に違いがあり、投資をしてリターンを得るためのコストも異なることを考慮するならば、男性よりも女性が、女性内部でも社会的マイノリティが、ルッキズムが浸透した社会においてより構造的な不利益を被るのである<sup>17)</sup>。

## 5. 美的労働論

最後に、労働市場において評価される外見が美的労働を通じて組織的に構築されるなかで格差が生じることを問題にしている美的労働論である。イレヴァント論と美の不均衡論は、基本的にはどのような社会的場面にも当てはまる一般的な論点を提示しているのに対し、美的労働論が焦点を合わせるのは労働場面である。ただし、労働場面に特化しているだけで、そこでの論点はイレヴァント論や美の不均衡論に回収されるかという点、決してそうではない。管理者―労働者関係やそこに顧客を加えた三者関係など、労働という場面に焦点化することで浮かび上がる固有の論点がある。

サービス産業における企業間の競争が激化するなか、雇用者は自身の身体を通じて顧客の感覚に訴えることができる労働者を求めている。企業イメージやブランドの個性を身体で体現し、顧客にアピールすることを職務の要素とするこうした労働は、イギリスの労働問題研究者であるWarhurstらによって「美的労働」と名づけられた<sup>18)</sup>(Warhurst et al. 2000)。

外見の良い労働者を雇いたいという雇用者の意向は新しいものではないが、美的労働は労働者の身体が組織的な統制・管理の対象となる点で区別される。雇用者は、同業他社との競争で有利になるために、募集、選抜、訓練、モニタリング、報奨のプロセスを通じて労働者の身体——体重やサイズ、服装や化粧や髪形、立ち居ふるまいや姿勢、言葉づかいやアクセントなど——を開発し、利用するのである(Nickson & Warhurst 2007)。このように、美的労働においては企業イメージの身体化が求められるため、労働者が採用されるには企業の容姿規程に適合しなければならない。採用後も、労働者の身体は研修などを通じて雇用者の監視下に置かれる。美的労働の典型例はデザイナーズホテルやブ

ランドショップの接客サービスであるが、ホスピタリティ業や小売業の接客に限らず、顧客との相互行為を職務に含む対人サービスは程度の違いこそあれ美的労働の要素を持ちうる。

英米の実証研究によれば、雇用者が労働者に要請するのは中流階級の文化資本や既存のジェンダー規範に適合的で、「民族色が強過ぎない」外見である(西倉2019a)。すなわち、美的労働が重要な位置を占める社会では、労働者階級の出身者や人種的マイノリティ、支配的なジェンダー規範とは合致しない外見の人々が雇用を確保し維持するうえで不利な状況に置かれることになる。

Mearsは、労働市場で評価される外見にとりわけ人種や階級の偏りが存在し、そのため労働者階級の人々や白人ではない人々が不利な状況に置かれることを「外見にもとづく職場での差別」という意味で「ルッキズム」と捉えている(Mears 2014: 1337)。Mearsによれば、「魅力的な外見」が組織的に生み出され、見栄えの良い労働者が適切な場所に配置されていく過程を明らかにする美的労働という視点は、労働の社会学にとって重要であるにとどまらず、美の新しい社会学を切り拓く。つまり、特定の外見の価値がいかに関係されるかを理解するうえで、美的労働の概念が有用なのである。このように美的労働論は、美の不均衡論が提示した論点を、今日の労働市場に焦点化することでより先鋭的に把握する志向性を持つものであると言える。

西倉は、美的労働を通じて労働者間に生じる格差に加えて、以下3つの倫理的問題を指摘している(西倉2019b)。第一に、美的労働は手足や頭を使って行なう労働と同じ「労働」の範疇に含められてよいのかという問題である。美的労働が普及した社会においては、労働者の外見は雇用者の意向に照らして訓練・開発可能なものとなり、この意味で、手足や頭を使って行なう労働と違いはないことになる。しかし、外見という個人から切り離して他者に譲渡しえないものが雇用者の利益追求のための手段となり、統制・管理の対象とされていると考えた場合、そこには個人の尊厳に関わる問題が浮上する。

第二に、企業イメージやブランドの個性を身体で体現して顧客にアピールできる労働者を雇いたいという雇用者の意向は正当化できるかという問題である。外見の良い労働者が組織の成功に貢献したり他の労働者の生産性を向上させたりする場合、経済効率や社会全体の生産性の観点から、雇用者のそうした意向は正当化されるという見方もある(Tietje & Cresap 2005)。しかし、労働者間の格差や個人の尊厳の毀損が引き起こされるという問題に注目するならば、この意向を正当化しうるかは検討を要する。この第二の問題は、第3節で扱ったイレヴァント論と関連がある。

第三に、外見の良い従業員に対応してもらいたいという消費者の意向は正当化できるかという問題である。消費者が好みの外見の従業員がいる店で消費することは個人の自由であり、また消費者は労働者に対して強大な権力を持っているわけではないため、その行動を制限することは困難であろう。しかし、この場合、従業員の外見を無造作に選り好みしての消費行動は放置されるので、従業員間の格差も温存されてしまう。

## 6. おわりに

本稿の目的は、ルッキズムに関する実践的使用と理論的検討とが不均衡な状態にあるという問題意識にもとづき、ルッキズム研究の基盤整備に貢献するため、「ルッキズム」概念が抉り出そうとしてきた諸問題を検討することであった。第3節から第5節までの考察から、「ルッキズム」という概念を通じて何が問題化されてきたのか、その全体像が示された。いずれの議論における問題化も、「ルッキズム」の実際の使用法とは大きく異なっていることがわかるだろう。

第1節で取り上げたソフィアンズコンテストをめぐる議論に戻って整理するならば、美的労働論はそもそも議論の位相が異なるが、イレヴァント論と美の不均衡論における論点も反映されているとはいいたい。イレヴァント論にもとづくならば、学生代表(「上智大学の顔」)として大学の魅力を発信するという役割の遂行にとって、外見という要素は重要な関係があるかどうか問われる必要がある。しかし実際には、学生代表としての役割と外見との関係——学生代表の役割とは何か(そもそも学生代表が必要なのかという問題はここでは置いておく)、その役割と外見はイレヴァントなのか、イレヴァントであるとすればそれはなぜか——が検討されたというよりは、「外見重視」という批判を回避するために外見以外の審査基準が導入されたように見受けられる。また、従来のミスコンからの方向転換において、人を外見だけで判断するという意味での「外見主義的な判断基準」は問題視されたものの、ミスコンをはじめとして社会的に評価される美の偏り——ミスコンで評価される美とはいったいどのようなもので、それは誰に親和的であるのか、反対に誰に抑圧的に作用するのか——が問われたわけではないことから、美の不均衡論の論点も反映されていない。

最後に、今後のルッキズム研究の課題を指摘しておきたい。ひとつは、一般社会において「ルッキズム」の用語によって問題化されようとしている現象の分析である。たとえ学術研究における用法とは大きく異なっていたとしても、人々が「ルッキズム」という言葉によって指し示そうとしている現実があるはずであり、それを把握することは学術研究の課題である。もうひとつは、ルッキズムと人種、階級、ジェンダーなどにもとづくその他の差別との関係の検討である。先行す



多くの議論において、ルッキズムとその他の差別との重なり合う関係が指摘されてきたが、ではルッキズムは結局のところこれらの差別に還元しうるのか。還元しえないとすれば、ルッキズム独自の問題とは何なのか。こうした検討は、差別論におけるルッキズム研究の意義を明確にするために不可欠である。

#### 謝辞

本研究は、科学研究費補助金(17K04130 代表：西倉実季)の助成を受けたものである。

#### 注

- 1) 1990年以来、イギリス生まれアメリカ在住のTC Candlerによって毎年発表されている。<<https://independentcritics.com/about-us/>> (2020年10月8日閲覧)。
- 2) 2020年6月13日に投稿された。投稿から24時間経過すると自動的に削除されるストーリー機能に投稿されたため、現在は閲覧できない。
- 3) たとえば、『「見た目で判断してはいけない」正論ゆえに差別が隠される ルッキズム批判の難しさ』(『毎日新聞』2020年7月4日)など。
- 4) Abema Times, 2020, 「画一的な“女性らしさ”を押し付けている? ミスコン批判とルッキズムを考える」<<https://times.abema.tv/news-article/8618456>> (2020年9月16日閲覧)。
- 5) Sophian's Contest 2020公式サイト。<<https://sophians2020.mxcolle.com/>> (2020年9月16日閲覧)。
- 6) 4)に同じ。
- 7) 西倉(2003)によれば、1980年代におけるフェミニズムのミスコン批判の本質は、ミスコンが女性の価値を特定の形の美へと一元化する点で「性差別」であるという主張にある。しかし、ミスコン批判派において、この「性差別」批判と「外見や容姿を判断することは人権侵害である」という批判とが明確に区別されなかったこともあり、「ミスコンは外見や容姿を判断するからよくない」という主張がフェミニズムのミスコン批判として流通する結果となった。
- 8) 『オックスフォード英語辞典』のオンライン版(<https://www.oed.com/>)および『アメリカン・ヘリテージ英語辞典』のオンライン版(<https://www.ahdictionary.com/>)を用いた。
- 9) Liu(2017)は、「外見にもとづく判断」を①外見が人の魅力判断する基準として用いられること、②外見が人の人格やパーソナリティを判断する基準として用いられること、③外見が人の機能的能力を判断する基準として用いられることの3つの水準に類型化している。

Liuによれば、①のルッキズムはさらに、(1)外見だけにもとづいて人の魅力判断する「単純なルッキズム」、(2)ある外見によって特徴づけられる社会集団を無価値とみなし、そうした外見を魅力的でないと判断する「裏の意味のある(loaded)ルッキズム」、(3)ある社会集団がある外見と結びつけられ、その外見と集団のアイデンティティが近似した結果、それにもとづいて個人の魅力判断する「集団的ルッキズム」に分類される。②のルッキズムは、(1)外見は個人が完全に責任を負うべき選択の結果なのかという問題、(2)外見が個人の選択の結果であるとして、それが「望ましくない」とみなされるべきなのかという問題、(3)外見が個人の選択と因果的な関係がない場合、それらは個人の特徴をあらわ

す指標として信頼しうるのかという問題を含んでいる。③のルッキズムは、(1)ある種の外見は機能的能力と関係しているが、これらを結びつけることが誤っている場合もあるという問題、(2)外見と機能的能力が第三者の意見を通じて間接的に結びけられているという問題、(3)外見と機能的能力がその人の人格やパーソナリティについての判断を通じて結びつけられているという問題を含んでいる。以下ではこのうち、③の(1)と(2)について検討している。

Liu(2015)では、上記①(3)の集団的ルッキズムに関連して、特定の人種に属していることを理由に、それらの人々は外見的に魅力がなく、したがって性的に魅力がないとみなす選好である「人種的ルッキズム」を俎上に載せている。具体的には、出会い系サイトにおける「アジア人はお断り」という書き込みを例に、誰とデートしたいかといった「個人的な選好」は道徳的評価の対象ではないという一般的な見方に対し、たとえ個人的な選好であっても人種的ルッキズムのような選好は道徳的に正当化しえないことを論証している。

- 10) 高橋(2020)によれば、ミスコンは純粋に外見だけではなく、「外見を含めた言動やふるまい、それらによって作られるその人の物語や個性への総合的評価(=好感度)を人気投票の形で集約して、人をランキングするもの」である。
- 11) Mason(2017)は、顧客や同僚から好意的な反応を引き出すことを広義の「能力」(reaction qualification)とみなして労働者を選別することが正当化されるか否かについて、倫理的に検討している。
- 12) ルッキズムに限らず、より広く差別論の領域において、ある有利/不利な扱いにとって無関係な特徴にもとづいていることを問題にする議論(レヴェヴァント説)については、Lippert-Rasmussen(2014)を参照のこと。
- 13) Hamermeshによれば、人の外見を5段階評価で分けたとき(評価の高い順に「すばらしくハンサムか美人」「容姿がよい(同じ年齢や同じ性別で平均より上)」「同じ年齢や同じ性別で平均的な容姿」「見るべきものなし(同じ年齢や同じ性別で平均より下)」「醜悪)、女性の場合、平均という評価を受けた人と比較すると、外見が平均に満たないという評価を受けた人は4%収入が低く、平均を上回るという評価を受けた人は8%収入が高い。男性の場合、平均という評価を受けた人と比較すると、外見が平均に満たないという評価を受けた人は13%収入が低く、平均を上回るという評価を受けた人は4%収入が高い(Hamermesh 2011=2014)。
- 14) Hakimによると、女性は普段から努力しているため、総じて男性よりも高いエロティック・キャピタルを持っているが、男性優位社会は女性のその価値を矮小化する。フェミニズムもまた、女性の外見への関心を男性への従属とみなすだけでなく、エロティック・キャピタルの利点を認めようとしない。女性が有利に利用できるはずの資本の価値を貶めている点で、男性優位社会とフェミニズムは同罪であるとHakimは主張する(Hakim 2011=2012)。Hakimによるフェミニズム批判には、それこそ矮小化が含まれている。フェミニズムにおける美の議論を整理したものとしては、西倉(2005)がある。
- 15) 小林(2020)は、人々の間に「容姿レベルの偏り」があること、つまり美容資本には格差があることを実証的に解明している。しかし、美容活動に充当する時間と支出として概念化された美容資本への投資の多寡によって美容資本の格差を説明し、美容資本は美容投資によってコントロール可能であるとしている点で、美の不均衡論とは決定的に異なる。
- 16) こうした「代償」をつぶさに描いた重要文献として、駒尺編

- (1985)、デイ(2005)がある。
- 17) よって、美の不均衡論の立場に立つ論者たちは、ルッキズムの被害者を法的に保護する必要性を主張する。ルッキズムの禁止と被害者の保護に関する議論としては、Facial Discrimination(1987)、Desir(2010)、Rhode(2010=2012)、Cavico et al.(2012)を参照のこと。
- 18) Warhurstらの研究グループによれば、美的労働は単に「外見の良さ(looking good)」のみならず「言葉の適切さ(sounding right)」を必要とする(Warhurst & Nickson 2001)。たとえば、デザイナーズショップでの接客において、販売員はブランドの個性に合わせた着こなしや立ち居ふるまいのほか、上層の社会階層であるように聞こえる言葉づかいを管理者に強く要請される。
- 引用文献**
- Adomaitis, Alyssa D., Rachel Raskin & Diana Saiki, 2017, Appearance Discrimination: Lookism and the Cost to the American Woman, *The Seneca Falls Dialogues Journal*, 2: 73-92.
- Ayto, John, 1999, *Twentieth Century Words*, Oxford University Press.
- Berry, Bonnie, 2007, *Beauty Bias: Discrimination and Social Power*, Praeger.
- Cavico Frank J., Stephen C. Muffler & Bahaudin G. Mujtaba, 2012, Appearance Discrimination, “Lookism” and “Lookphobia” in the Workplace, *Journal of Applied Business Research*, 28(5): 791-802.
- Davis, Kathy, 2003, *Dubious Equalities and Embodied Differences: Cultural Studies on Cosmetic Surgery*, Rowman & Littlefield.
- Desir, James, 2010, Lookism: Pushing the Frontier of Equality by Looking beyond the Law, *University of Illinois Law Review*, 2010(2): 629-653.
- デイ多佳子, 2005, 『大きい女の存在証明——もしシンデレラの足が大きかったら』彩流社
- Facial Discrimination: Extending Handicap Law to Employment Discrimination on the Basis of Physical Appearance, 1987, *Harvard Law Review*, 100(8): 2035-2052.
- Freedman, Rita, 1986, *Beauty Bound*, Lexington Books.(=1994, 常田景子訳『美しさという神話』新宿書房)
- Ghodraty, Zahra, Joorabchi TN & Abdul Muati, 2015, The Influence of Globalization on “Lookism” in Workplace Environments of Different Cultures, *Global Media Journal*, 13(24): 1-17.
- Hakim, Catherine, 2011, *Honey Money: The Power of Erotic Capital*, Allen Lane.(=2012, 田口未和訳『エロティック・キャピタル——すべてが手に入る自分磨き』共同通信社)
- Hamermesh, Daniel S., 2011, *Beauty Pays: Why Attractive People Are More Successful*, Princeton University Press.(=2015 望月衛訳『美貌格差——生まれつき不平等の経済学』東洋経済新報社)
- Heery, Edmund & Mike Noon, 2008, *A Dictionary of Human Resource Management (Second Edition)*, Oxford University Press.
- 小林盾, 2020, 『美容資本——なぜ人は見た目に投資するのか』勁草書房
- 駒尺喜美編, 1985, 『女を装う——美のくさり』勁草書房
- Lippert-Rasmussen, Kasper, 2014, *Born Free and Equal?: A Philosophical Inquiry into the Nature of Discrimination*, Oxford University Press.
- Liu, Xiaofei, 2015, No Fats, Femmes, or Asians, *Moral Philosophy and Politics*, 2(2): 255-276.
- , 2017, “Discrimination and Lookism,” in Kasper Lippert-Rasmussen (ed.), *The Routledge Handbook of the Ethics of Discrimination*, Routledge, pp.287-297.
- Mason, Andrew, 2017, Appearance, Discrimination, and Reaction Qualifications, *The Journal of Political Philosophy*, 25(1): 48-71.
- Mears, Ashley, 2014, Aesthetic Labor for the Sociologies of Work, Gender, and Beauty, *Sociology Compass*, 8(2): 1330-1343.
- Menon, Alka, 2017, Reconstructing Race and Gender in American Cosmetic Surgery, *Ethnic and Racial Studies*, 40(4): 597-616.
- Nickson, Dennis & Chris Warhurst, 2007, Opening Pandora’s Box: Aesthetic Labour and Hospitality, in C. Lashley et al. (eds.), *Hospitality: A Social Lens*, Elsevier, pp.155-171.
- 西倉実季, 2003, 「ミス・コンテスト批判運動の再検討」『女性学年報』24: 21-40.
- , 2005, 「『美』を論じるフェミニズムの課題——二元論的思考を超えて」『F-GENSジャーナル』4: 61-67.
- , 2019a, 「美的労働(aesthetic labour)概念が提起するもの」『女性学』26: 72-81.
- , 2019b, 「外見が『能力』となる社会——ルッキズムと倫理」『現代思想』47(12): 176-182.
- Rhode, Deborah L., 2010, *The Beauty Bias: The Injustice of Appearance in Life and Law*, Oxford University Press.(=2012 栗原泉訳『キレイならいいのか——ビューティ・バイアス』亜紀書房)
- 高橋幸, 2020, 「現代のミスコン/ミスターコンを、「ジェンダー論」の専門家はどう考えるか——ルッキズムって、結局何ですか？」現代ビジネス<<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/74818>>2020年9月16日閲覧
- 田中ひかる, 2020, 「大学ミスコン『廃止』か『内面重視』か、ミスコン『衰退の歴史』から考える」現代ビジネス<<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/74788>> 2020年9月16日閲覧
- Tietje, Louis & Steven Cresap, 2005, Is Lookism Unjust?: The Ethics of Aesthetics and Public Policy Implications, *Journal of Libertarian Studies*, 19(2): 31-50.
- Warhurst, Chris, Dennis Nickson, Anne Witz & Anne Marie Cullen, 2000, Aesthetic Labour in Interactive Service Work: Some Case Study Evidence from the “New” Glasgow, *The Service Industries Journal*, 20(3): 1-18.
- Warhurst, Chris & Dennis Nickson, 2001, *Looking Good, Sounding Right: Style Counselling in the New Economy*, The Industrial Society.
- Wolf, Naomi, 1991, *The Beauty Myth: How Images of Beauty Are Used Against Women*, William Morrow.(=1994, 曾田和子訳『美の陰謀——女たちの見えない敵』TBSブリタニカ)